

(株)大協組

代表取締役  
小山 典久 様

鳥取県知事 平井 伸治



## 特定 建設業の許可について（通知）

令和5年2月10日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知  
する。

（担当：県土整備部県土総務課建設業担当 電話0857-26-7347・7454）

### 記

許可番号 鳥取県知事 許可（特－4）第 6588号  
許可の有効期間 令和5年3月21日から令和10年3月20日まで  
建設業の種類

土木工事業	建築工事業
大工工事業	左官工事業
とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業
鉄筋工事業	舗装工事業
しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業
防水工事業	内装仕上工事業
熱絶縁工事業	建具工事業
水道施設工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限は、令和10年2月19日  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）